

袖ヶ浦市ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、市が管理するホームページへの広告の規格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理する袖ヶ浦市ホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先Webページの内容は、要綱第3条及び袖ヶ浦市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横140ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
- (3) 容量 10KB以下

2 前項と異なる規格については、別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1月単位と

する。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第 8 条 広告掲載料は、1 枠あたり 1 か月 1 0 , 0 0 0 円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第 9 条 広告掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 0 条 要綱第 7 条に規定する広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。) は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容及びデザイン等の協議)

第 1 1 条 広告の内容及びデザイン等については、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等の広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するもののほか、市長が別に定める。

(広告内容等の変更要求)

第 1 2 条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の W e b ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 1 3 条 市長は、要綱第 1 1 条に規定するもののほか、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき
- (3) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先Webページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに市ホームページを所管する担当課に連絡するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

(免責事項)

第17条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に

請求することができない。

(1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災

(3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセス

(裁判管轄)

第 1 8 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、袖ヶ浦市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第 1 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。